

支部（特に非常駐支部）の運営を巡る諸情勢

裁判官の配置は事件数等に応じて行っているため、事件数の少ない支部の中には、裁判官が常駐していない庁もあるところ、日弁連は、いわゆる非常駐支部について、これを地方における司法過疎あるいは司法サービスの格差であると位置付け、支部の司法サービスの充実を求める旨の主張をしており、単位弁護士会において地域司法計画を策定する動きや支部問題シンポジウムを開催する動きもある。

このような動き等に対しては、最高裁と高地家裁が連携しつつ情報を共有し、各庁において、非常駐支部の運営の実情に関し、本庁や常駐支部の運営と比較して遜色がないことなどを、具体的なデータに基づき実証的に対外説明していくことが重要である。

なお、具体的なデータに基づき実証的に対外説明を行う方法等については、平成23年1月に高裁を通じて連絡したとおりであるが、地家裁において支部における運営の実情を把握することが必要であり、仮に何らかの問題が生じていることが把握されたような場合においては、その原因をよく把握して対応していただきたい。

また、支部の職員に対しては、緊急に処理すべき申立等があった場合には、直ちに裁判官にてん補要請をするなど機動的な対応を行うことを心がけるよう常日頃から指導しておく必要がある。

【支部設置規則3条関係】

○支部設置規則3条について

支部設置規則3条は、平成元年の同規則改正により新設された規定である。すなわち、この改正により、地家裁支部の権限甲号と権限乙号の区別が廃止され、地家裁支部においては、（上訴事件及び行政事件訴訟に係る事件を除き）本庁と同じ事件を取り扱うことが原則とされた（同規則1条2項）一方、地家裁が支部の事務の一部を本庁又は他の支部に取り扱わせることができることとされた（同規則3条）。

ア 執行事件の集約

支部の執行事件の本庁への集約は、同規則3条に基づき、裁判官会議の議決によって行うことができるが、当事者の利便性に影響する可能性があることに加え、弁護士会等対外対応、人員配置等で検討すべき点があることから、民事局を窓口として最高裁に協議していただいている。

(ア) 執行集約4基準

- ① 集約対象庁の事務処理に困難があり、かつ、それが外的要因に起因していること
- ② 集約庁の事件処理が安定しており、集約対象庁から事件を受け入れても安定した事件処理が継続できると考えられること
- ③ 集約対象庁の事件処理について、集約前に比べて、集約後の事件処理の効率が向上すると考えられ、かつ、関係人に不相応な不利益が生じることがないと見込まれること
- ④ 集約につき、弁護士会の理解が得られること

(イ) 執行集約実施庁（別紙参照）

## イ 合議取扱支部

現在の合議取扱支部は、平成元年の規則改正に合わせ、一部の庁を除き旧甲号支部を合議取扱支部とすることが各庁の裁判官会議で3条議決されたことによるものである。なお、同規則改正以降で、合議取扱化した支部はない。

同規則改正により合議事件非取扱支部として新設された相模原支部について、市議会での決議や市長の要望書のほか、首都圏弁護士会支部サミットや弁護士会との協議の場において取り上げられる等、従前から、合議取扱化に関する要望等の動きがある。

## ウ 労働審判事件の実施支部拡大

労働審判事件については、制度導入の際、労働審判員にふさわしい人材を相当数確保する必要があることに加え、労働審判手続の専門性・特殊性等の観点から、当分の間は地方裁判所本庁において労働審判事件を取り扱うことが相当であると考えられたため、各地方裁判所において、労働審判事件を本庁においてのみ取り扱うこととする旨の3条議決がされているところである。

しかし、平成18年4月の労働審判制度の開始以来、各庁において事件処理のノウハウが一定程度蓄積されていることなどから、大規模支部を中心に労働審判事件の取扱庁の拡大が検討され、その結果、平成22年4月から東京地裁立川支部及び福岡地裁小倉支部において、労働審判事件の取扱いが開始された。

近時、単位弁護士会の決議や市町村議会の意見書のほか、一審強や弁護士会支部サミットの議題として取り上げられる等、労働審判事件の支部実施についての要望等の動きがある。

(平成27. 1. 13総一管)

## 執行集約実施状況一覧(支部設置規則3条決議による)

実施年度	集約実施(予定)日	地裁名	被集約庁	受入庁	集約事件の範囲
平11	11.4.1	名古屋	※半田支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 破産
	11.4.1	甲府	都留支部	本庁	不動産執行
	11.4.1	千葉	一宮支部	本庁	不動産執行
平12	12.4.1	熊本	山鹿支部	本庁	不動産執行, 債権執行
			玉名支部	本庁	不動産執行, 債権執行
	12.4.1	千葉	佐倉支部	本庁	不動産執行
	12.4.1	仙台	※大河原支部	本庁	不動産執行
	12.4.1	水戸	麻生支部	本庁	不動産執行
	13.2.1	宇都宮	栃木支部	本庁	不動産執行
平13	13.4.1	名古屋	※半田支部	本庁	民事再生等
	13.4.1	千葉	佐原支部	本庁	不動産執行
	13.8.1	福井	武生支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 破産, 民事再生等, 財産開示
	14.3.1	宇都宮	真岡支部	本庁	不動産執行
平14	14.4.1	千葉	木更津支部	本庁	不動産執行
			館山支部	本庁	不動産執行
	14.4.1	宮崎	日南支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
平15	15.10.1	さいたま	秩父支部	熊谷支部	不動産執行
	16.2.1	静岡	下田支部	沼津支部	不動産執行
			掛川支部	浜松支部	不動産執行
平17	17.4.1	神戸	洲本支部	本庁	不動産執行
			龍野支部	姫路支部	不動産執行
	17.4.1	熊本	天草支部	本庁	不動産執行, 債権執行
	17.4.1	鳥取	倉吉支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
	17.8.1	山口	宇部支部	本庁	不動産執行, 債権執行
			萩支部	本庁	不動産執行, 債権執行
17.9.1	熊本	阿蘇支部(旧宮地支部)	本庁	不動産執行, 債権執行	

実施年度	集約実施(予定)日	地裁名	被集約庁	受入庁	集約事件の範囲
平18	18.4.1	津	松阪支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
	18.4.1	岐阜	大垣支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
	18.4.1	金沢	小松支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
	18.4.1	富山	魚津支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
	18.4.1	神戸	柏原支部	尼崎支部	不動産執行
	18.4.1		社支部	姫路支部	不動産執行
	18.8.1	新潟	新発田支部	本庁	不動産執行
	18.8.1	松江	出雲支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
	18.9.1	青森	五所川原支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
			※十和田支部	八戸支部	不動産執行, 財産開示
	19.1.1	札幌	滝川支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
			浦河支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
			岩内支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
	19.1.1	秋田	本荘支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
	19.1.1	旭川	名寄支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
紋別支部			本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示	
留萌支部			本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示	
稚内支部			本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示	
平19	19.4.1	岡山	倉敷支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
			新見支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
	19.4.1	青森	※十和田支部	八戸支部	債権執行
	19.4.1	高松	丸亀支部	本庁	不動産執行
			観音寺支部	本庁	不動産執行
	19.4.1	鹿児島	知覧支部	本庁	不動産執行, 債権執行
	19.4.1	山形	新庄支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
	19.4.1	京都	園部支部	本庁	不動産執行
	19.4.1	水戸	日立支部	本庁	不動産執行
	19.4.1	奈良	五條支部	葛城支部	不動産執行

実施年度	集約実施(予定)日	地裁名	被集約庁	受入庁	集約事件の範囲
	19.4.1	盛岡	水沢支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
	19.4.1	仙台	※ 大河原支部	本庁	債権執行, 財産開示
	19.8.1	函館	江差支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
	19.10.1	仙台	石巻支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
			気仙沼支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
	20.1.1	釧路	根室支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
	20.1.1	札幌	岩見沢支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
			室蘭支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
			小樽支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
			苫小牧支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
平20	20.4.1	千葉	八日市場支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
	20.4.1	神戸	伊丹支部	尼崎支部	不動産執行
			明石支部	本庁	不動産執行
	20.4.1	広島	呉支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
			三次支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
			尾道支部	福山支部	不動産執行, 債権執行, 財産開示
	20.4.1	仙台	登米支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
			古川支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
	20.4.1	盛岡	二戸支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
	20.4.1	山形	米沢支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
	20.4.1	徳島	阿南支部	本庁	不動産執行
			美馬支部	本庁	不動産執行
平21	21.4.1	高知	須崎支部	本庁	不動産執行
			安芸支部	本庁	不動産執行
			中村支部	本庁	不動産執行
	21.4.1	松山	今治支部	本庁	不動産執行
			大洲支部	本庁	不動産執行

実施年度	集約実施 (予定)日	地裁名	被集約庁	受入庁	集約事件の範囲
	21.4.1	福島	白河支部	郡山支部	不動産執行, 債権執行, 財産開示
平22	22.4.1	釧路	網走支部	本庁	不動産執行, 債権執行, 財産開示
平25	26.1.1	松江	益田支部	浜田支部	不動産執行, 債権執行, 財産開示

計38地裁 計81支部

※ 半田支部・十和田支部・大河原支部は, 集約事件の範囲を異にして2回実施